

青森県報

第七十七号

令和八年
六月十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定…………… (県民活躍推進課) …… 一
- 救急病院の設置…………… (医療薬務課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定…………… (障がい福祉課) …… 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 二
- 身体障害者福祉法による医師の指定…………… (同) …… 二
- 身体障害者福祉法による指定医の指定医師届書の提出…………… (同) …… 二
- 道路の区域の変更…………… (道路課) …… 三
- 証紙売りさばきの廃止…………… (会計管理課) …… 三
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村整備課) …… 三
- 選挙管理委員会…………… (事務局) …… 四
- 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨…………… (事務局) …… 四

告 示

示

青森県告示第二百五十五号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

令和八年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二三七七	書籍	禁欲いんぼつしぶる女学園 ③ ISBN九七八一四一四三四一五 三六一八四一五	株式会社慧星社	第十二条第一項第一号
二三七六		百雌繚乱俺のアソコを狙う 百人のメス ④ ISBN九七八一四一七八五九一三 八〇八六一三	株式会社少年画報社	第十二条第一項第一号
二三七五		陰キャ彼女 185センチはイタシたい ISBN九七八一四一七八五九一四 七九七四一四	株式会社少年画報社	第十二条第一項第一号
二三八〇		総集編 叶精作 死屋(シスター) マリア 最終章 ISBN九七八一四一八四五八一 七一〇三一二	株式会社リイド社	第十二条第一項第一号及び第二号
二三八一		50代からの男のゴラク 2026年6月号 雑誌一八三九九一〇六	株式会社一水社	第十二条第一項第一号

青森県告示第二百五十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和八年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	認定の有効期限
十和田第一病院	十和田市東三番町一〇の七〇	令和十一年六月十二日

青森県告示第三百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和八年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定辞退年月日
ポニー薬局	上北郡七戸町影津内九八の九	令和八・三・三
ゆりの木薬局ぬかづか店	八戸市大字糠塚字下道七の二七	〃
クオール薬局弘前店	弘前市大字五所野沢三九の二五	八・四・三〇
テック調剤薬局橋本店	青森市橋本三丁目一九の七	〃
あおぞら薬局南城西店	弘前市大字南城西二丁目五の一五	八・五・三

青森県告示第三百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和八年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称	所在地	指定年月日
ゆりの木薬局ぬかづか店	八戸市大字糠塚字下道七の二七	令和八・四・一

青森県告示第三百五十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和八年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	勤務する病院等		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
阿部 慎一	津軽保健生活協同組合健生病院	弘前市大字扇町二丁目二の二	循環器科（心臓機能障害）	令和八・六・一
中鉢 敬	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町一四の八	呼吸器内科（呼吸器機能障害）	〃

青森県告示第三百六十号

青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第四条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条の規定により告示する。

令和八年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

氏名	齋藤 文匡
勤務する病院等	公益財団法人 鷹揚郷腎研究 所青森病院
診療科目	泌尿器科 (じん臓機能障害、 ぼうこう機能障害)
指定辞退年月日	令和 八・五・二七
所在地	青森市大字石江 一字岡部一〇一の

青森県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三四〇号	八戸市南郷大字泥障作字猫屋敷三の三から 八戸市南郷大字泥障作字猫屋敷三の三まで	後	四五・四七メートルから 五九・三八メートルまで	二一・五一メートル	
				前	四五・四七メートルから 五九・三八メートルまで	二一・五一メートル	

青森県告示第三百六十二号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から令和八年五月二十九日をもって青森県収入証紙の売りさばきを廃止した旨の届出があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和八年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
三沢市桜町一丁目一の三八
三沢市職員労働組合
- 二 売りさばき場所
三沢市桜町一丁目一の三八

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和八年七月十一日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和八年六月十二日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、油川地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければな

らないこととされている。

令和八年六月十二日

青森県知事 宮下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年六月十三日から同年七月二日まで

三 縦覧の場所

青森県庁農村整備課ウェブページ

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十二条第一項の規定により、令和八年四月十二日執行の青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和八年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡 真治

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和8年4月12日執行 青森県議会議員南津軽郡選挙区補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,419,600円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 和久	所属党派	無所属	期間	令和8年 3月23日から 令和8年 4月11日まで 第1回分
出納責任者	浦藤 広次				

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	支出	円
岡田 華子	弁護士	30,000	人件費	135,000
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集合会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	518,080
			広告費	0
			文具費	0
			食料費	0
			宿泊費	0
			雑費	0

その他の寄附	0件	0	今回計	653,080
その他の収入		105,000	前回計	0
今回計		135,000	前回計	0
前回計		0	総計	653,080
総計		135,000		

項目	金額
選挙運動用通常薬書の作成	134,080円
ビラの作成	384,000円
ポスターの作成	
選挙事務所 の立札及び看板の類の作成	
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
個人演説会の立札及び看板の類の作成	
政見放送のための録画等	
計	518,080円

報告書受理年月日	令和8年 4月20日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	阿部 祐己	所属党派	自由民主党	期 間	令和8年 3月 2日から 令和8年 4月 16日まで
出納責任者氏名	相坂 信義				第1回分

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	支出	円
			人件費	1,330,000
			家屋費	4,908
			選挙事務所費	4,908
			集会会場費	0
			通信費	33,462
			交通費	0
			印刷費	1,082,500
			広告費	1,011,674
			文具費	1,315
			食料費	85,020
			宿泊費	0
			雑費	28,934

その他の寄附	38 件	380,000	その他の収入	0
その他の収入		3,200,000	今回計	3,577,813
今回計		3,580,000	前回計	0
前回計		0	総計	3,577,813
総計		3,580,000		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	134,080円
	ビラの作成	773,520円
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等 計	907,600円

報告書受理年月日 令和8年 4月 22日 第1回報告分

候補者氏名	阿部 祐己	所属党派	自由民主党	期 間	令和8年 5月 18日から 令和8年 5月 19日まで
出納責任者氏名	相坂 信義				第2回分

収入 主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額) 円	支出	円
			人件費	0
			家屋費	50,000
			選挙事務所費	50,000
			集会会場費	0
			通信費	2,961
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食料費	0
			宿泊費	0
			雑費	0

その他の寄附	0 件	0	その他の収入	0
その他の収入		0	今回計	52,961
今回計		3,580,000	前回計	3,577,813
前回計		0	総計	3,630,774
総計		3,580,000		

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	134,080円
	ビラの作成	773,520円
	ポスターの作成	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	政見放送のための録画等 計	907,600円

報告書受理年月日 令和8年 5月 20日 第2回報告分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭